平成２３年（フ）第４９４号
静岡市清水区木の下町121番地の１
債務者　島田　正昭
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８８号
静岡県榛原郡川根本町千頭331番地の２
債務者　松下　和亞
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０７号
静岡県牧之原市静波2984番地１
債務者　増田　佳子
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４４号
北海道河東郡鹿追町鹿追北３線７番地14
債務者　渡邉　房子
１　決定年月日時　平成23年９月16日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５５９号
静岡市駿河区豊田２丁目４番10―306号
債務者　小柳　岩男
１　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４６号
栃木県さくら市氏家1498番地１　アミスタープレイス205、前住所栃木県那須塩原市方京１丁目13番地15
債務者　棚瀬　恵子
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８３号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2016番地４　サニーシャトーＣ棟201号室、前住所長野県小諸市甲1464番地２
債務者　髙橋八重子
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９５号
栃木県鹿沼市朝日町1941番地１　サンデュエル鹿沼803号
債務者　大門　　豊
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０３号
栃木県宇都宮市松原２丁目２番12号　高木ハイツＡ―102、前住所栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅８号棟305号室
債務者　佐藤　輝幸
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０４号
栃木県那須塩原市下永田６丁目1227番地22
債務者　原　記代美
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０６号
栃木県那須塩原市上厚崎279番地15
債務者　小山田晶夫
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０７号
栃木県那須塩原市上厚崎279番地15
債務者　小山田公子
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６１０号
栃木県鹿沼市深津1858番地１
債務者　阿部　央康
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２３号
栃木県さくら市草川27番地１　市営草川Ａ住宅ー４―14
債務者　長谷川慶介
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２５号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2204番地４
債務者　中山　昭三
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係